

賃金構造基本統計調査における手当に係る調査の廃止について

1 これまでの利活用状況

これまで最低賃金の審議資料に賃金構造基本統計調査の結果を活用するため、小規模事業所（※）において「通勤手当」「精皆勤手当」及び「家族手当」（以下「3手当」という。）を調査してきた。これは、最低賃金では3手当を算入しないこととされているためである。また、賃金構造基本統計調査としては3手当の集計、公表はしていない。

なお、統計法第33条に基づく二次利用においては利用実績がある（平成29年度：5件、平成30年度：13件）。

※製造業で事業所規模99人以下の事業所、卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療・福祉又はサービス業（他に分類されないもの）で29人以下の事業所

2 今後の対応方針

3手当については最低賃金の審議資料としての活用以外に政策立案のための利用はなく、今後とも見込めない。その上、

- ・ 現在3手当は特定産業の小規模事業所に限り調査しており、一般的な利用には使い勝手が悪いものとなっていること、
- ・ 他の統計調査において諸手当の額は把握することができ、必ずしも賃金構造基本統計調査の結果がなくとも最低賃金の審議資料は用意出来る予定であること

から、今後とも調査を継続する意義に乏しいため、報告者の記入負担を考慮し、
今後は3手当に係る調査項目を廃止することとしたい。

（参考）賃金構造基本統計調査における3手当の記入状況

平成30年調査の調査対象事業所のうち、3手当の記入対象となる事業所の割合は38.1%、一般労働者の割合で21.1%となっている（常用労働者10人以上を雇用する民営事業所）。

また、回答があった労働者で3手当の記入対象となる労働者のうち、各手当の記入があった者の割合は次表のとおりである。

	企業規模計 (10人以上)	1000人以上	100～999人	10～99人
一般労働者全体(人)(A)	21,224,495	7,576,007	7,848,616	5,799,873
3手当の記入対象労働者(人)(B)	4,482,316	540,170	1,194,528	2,747,618
	B/A(%)	7.1	15.2	47.4
記入率(%)	通勤手当	69.9	63.1	70.3
	精皆勤手当	18.5	4.9	12.5
	家族手当	21.0	20.1	25.2
記入者の 平均額 (千円)	通勤手当	9.2	10.8	9.9
	精皆勤手当	9.2	5.5	7.4
	家族手当	13.9	18.4	15.3

※常用労働者10人以上を雇用する民営事業所における一般労働者の数値である。なお、0円より大きい金額の記入があった場合に記入があったと見なしている。

(参考) 3手当に係る調査の変遷

3手当は昭和51年に調査を開始し、その後は大規模調査年は3手当の全て(精皆勤手当、家族手当は小規模事業所に限る)を、小規模調査年は通勤手当のみを調査していた。昭和57年からは、毎年3手当の全てを調査するようになり、昭和60年からは、通勤手当も含めて小規模事業所のみの調査となった。

	通勤手当	精皆勤手当	家族手当
昭和51年	○	○	○
	(事業所規模5~29人のみ)		
昭和52年~	○	×	×
昭和54年	○	○	○
	(事業所規模5~29人のみ)		
昭和55年~	○	×	×
昭和57年~	○	○	○
	(製造業で事業所規模99人以下、卸売・小売業又はサービス業で29人以下の事業所のみ)		
昭和60年~	○	○	○
	(製造業で事業所規模99人以下、卸売・小売業、飲食店又はサービス業で29人以下の事業所のみ)		
平成16年~	○	○	○
	(製造業で事業所規模99人以下、卸売・小売業、飲食店、宿泊業、医療、福祉又はサービス業(他に分類されないもの)で29人以下の事業所のみ)		
平成21年~	○	○	○
	(製造業で事業所規模99人以下、卸売業、小売業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉又はサービス業(他に分類されないもの)で29人以下の事業所のみ)		